

豊川市監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年5月8日

豊川市監査委員 鈴木 不二夫
同 上 澤 勉

監査結果に基づく措置通知書（市民部人権交通防犯課）

監査実施期間 平成26年11月10日から

豊川市監査公表第44号分

平成26年12月18日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 次の補助金の交付要綱について、補助金の交付対象及び交付額が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>(1) 幼児交通安全クラブ活動費補助金</p> <p>(2) 校区安全なまちづくり推進連絡協議会補助金</p> <p>2 自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領に、行政財産目的外使用許可で対応できる要件が規定されているが、決裁ではその要件が示されていないため、改善されたい。</p> <p>(牛久保駅第1他6ヶ所の自転車駐車場の防犯カメラ機能付き飲料水等自動販売機)</p>	<p>1 左記の補助金に関する指摘事項について、平成27年度より改正した補助金交付要綱を施行するため、平成27年3月24日に各要綱の交付の対象経費及び交付額を明確に規定した。</p> <p>2 平成27年度に更新する牛久保駅第1他6ヶ所の自転車駐車場の防犯カメラ機能付き飲料水等自動販売機に係る決裁（平成27年3月18日決裁済）より、自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領の規定に基づく、目的外使用許可で対応できる要件を明示した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年4月9日現在のものである。